

ミニデイ型・運動型通所サービスについて



地域ケア推進課

ミニデイ型・運動型通所サービスとは…

「介護予防・日常生活支援総合事業」の一つであり、介護が必要な状態となることを予防し、自立した生活を目指した本市独自のサービスです。

対象者は要支援1・2及び事業対象者となります。

利用期間は原則6ヶ月ですが、心身の状態に応じて利用期間の延長が可能です。

ミニデイ型通所サービス

実施場所	デイサービスセンター等(送迎可)
内容	自立した生活を目指して、「 なごや介護予防・認知症予防プログラム(いきいき元気プログラム) 」を実施し、フレイル改善を目指していきます。
回数	週1回(原則6か月) 更新可
利用料	1か月 1,514円 (1割負担の方の目安)
時間	2時間程度
事業所数	49事業所(令和4年9月時点)

プログラム参加者の声

日ごろ食べていない
食材が分かったことで、心がけて食
べるようになりました(74歳)



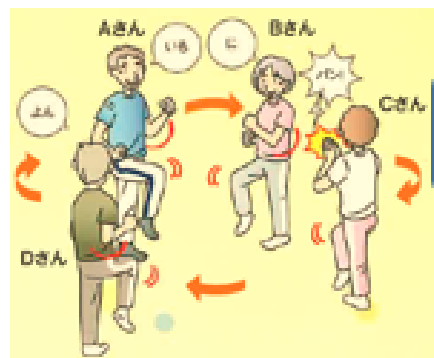
自宅でも運動を繰り返すようにする
と、トイレでの立ち上がりもスムーズ
になりました(76歳)



利用者の**8割以上**が、状態の
維持・改善しています！
(2016年～2019年利用者の評価データ分
析結果)

なごや介護予防・認知症予防プログラムとは…

「運動」「栄養」「口腔」等の専門家の協力のもと本市独自に策定したプログラム



運動

コグニサイズ（体を動かしながら数を数えるなど、頭を使った運動）を中心とした運動

栄養

調理実習やグループワーク、回想法を通じた栄養改善



口腔

パタカラ体操（発声練習）や舌の体操による口腔機能向上



ミニデイ型通所サービスにおいて、

週1回、全12回を1クール(3か月)とし、2クール(6か月)実施

⇒令和4年9月より「いきいき元気プログラム」へ名称変更

【プログラムの新名称について】

1 新名称

「いきいき元気プログラム」

2 募集期間

令和4年5月1日から令和4年5月31日まで

3 応募総数

60点

4 選定方法

なごや介護予防・認知症予防プログラム推進検討会委員による投票

5 今後の展開

○市民への周知…「いきいき元気プログラム」を使用

○市が主催する会議名称等…引き続き「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を使用



運動型通所サービス

実施場所	デイサービスセンター、老人保健施設、フィットネスクラブ等 (原則送迎なし)
内容	転倒予防や足腰の筋力保持のため、自宅でもできる軽い運動や体操などを行います。(事業所によって様々)
回数	週1回(原則6か月) 更新可
利用料	1回 257円 (1割負担の方の目安)
時間	1時間～1時間30分程度
事業所数	123事業所(令和4年9月時点)

利用者の声

一人ではなかなか運動しないので、休まず利用していきたいです。(60歳代後半)



足、腰に筋力がつき、歩くのが楽になりました。(80歳代前半)



利用者満足度は4年連続で

80%を超えています！

(2016年～2019年利用者アンケート結果より)

【事業支給費の比較】

区分		ミニデイ型 通所サービス	運動型 通所サービス
報酬単価		1,417単位 包括報酬（月）	240単位 1回あたり報酬
加算	自己評価・ユーザー評価参加加算	20単位／1月あたり	
	介護予防改善加算	50単位×サービス提供月数（上限300単位）	
	評価加算	なし	240単位／評価時 （3か月ごと）

ミニデイ型・運動型通所サービスについて、実際の利用風景が分かるよう動画を作成しました。

是非以下URLより「名古屋市ミニデイ型・運動型通所サービスのご紹介」をご覧ください。

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=HdurOfUt-24&t=41s>

ミニデイ型・運動型通所サービス事業所の一覧については、NAGOYAかいごネットをご覧ください。

URL：

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/yobou/about/service.html>

事業所の一覧の二次元コードはこちら⇒



【利用期間の更新判定の流れについて】

- ① 事業者が3か月ごとに基本チェックリストを活用し、心身の状況を確認します。



- ② 事業者は確認後、当該基本チェックリストを担当のいきいき支援センター※ に提出します。



- ③ いきいき支援センター※ が更新可否の判定を行います。

※委託ケースの場合は、いきいき支援センターを委託先の居宅介護支援事業所と読み替えてください。

【3か月ごとの更新判定結果について】

①事業対象者相当 → 利用期間更新可

②事業対象者非該当相当 → 利用期間更新不可

※更新不可判定が出た場合は、サービス終了後の自主的・継続的な取り組みへの支援するための必要期間として、引き続き3か月間は利用可能です。

※次回3か月後の判定で、更新不可判定が2回連続となった場合は、サービス終了となります。



更新判定で1回不可判定が出て
も、すぐにサービス利用終了する
わけではありません。

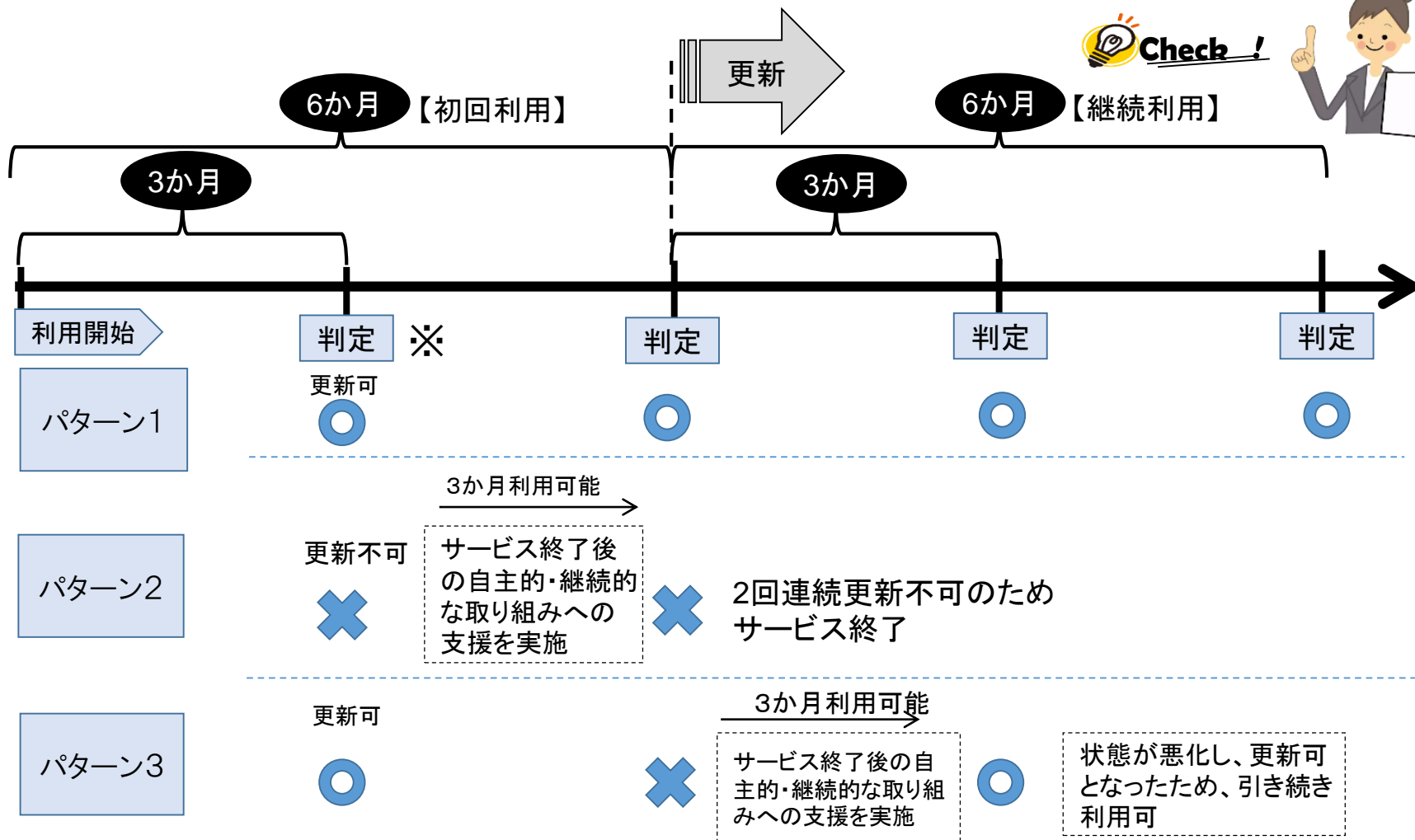


【更新判定のパターン】

更新回数の制限はありません。

心身の状態が事業対象者相当であれば、利用期間の更新可能です。

 **Check!**



※最初の判定は、6か月利用期間終了時にサービス終了する可能性のある者を確認することが趣旨であることに留意

【ケアプランの作成について】

- 初回利用時は6か月のケアプランを作成

▶ ケアプランに位置付けられている

当該サービスの利用期間終了時の判定結果が

更新可の場合 → 利用期間6か月のケアプランに変更※

更新不可の場合 → 利用期間3か月のケアプランに変更※

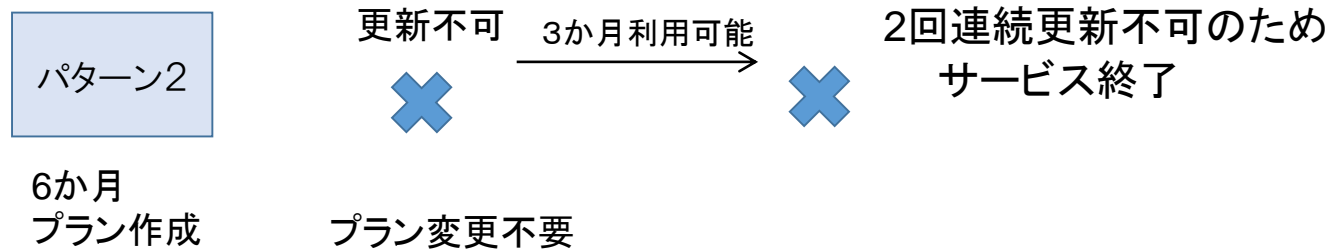
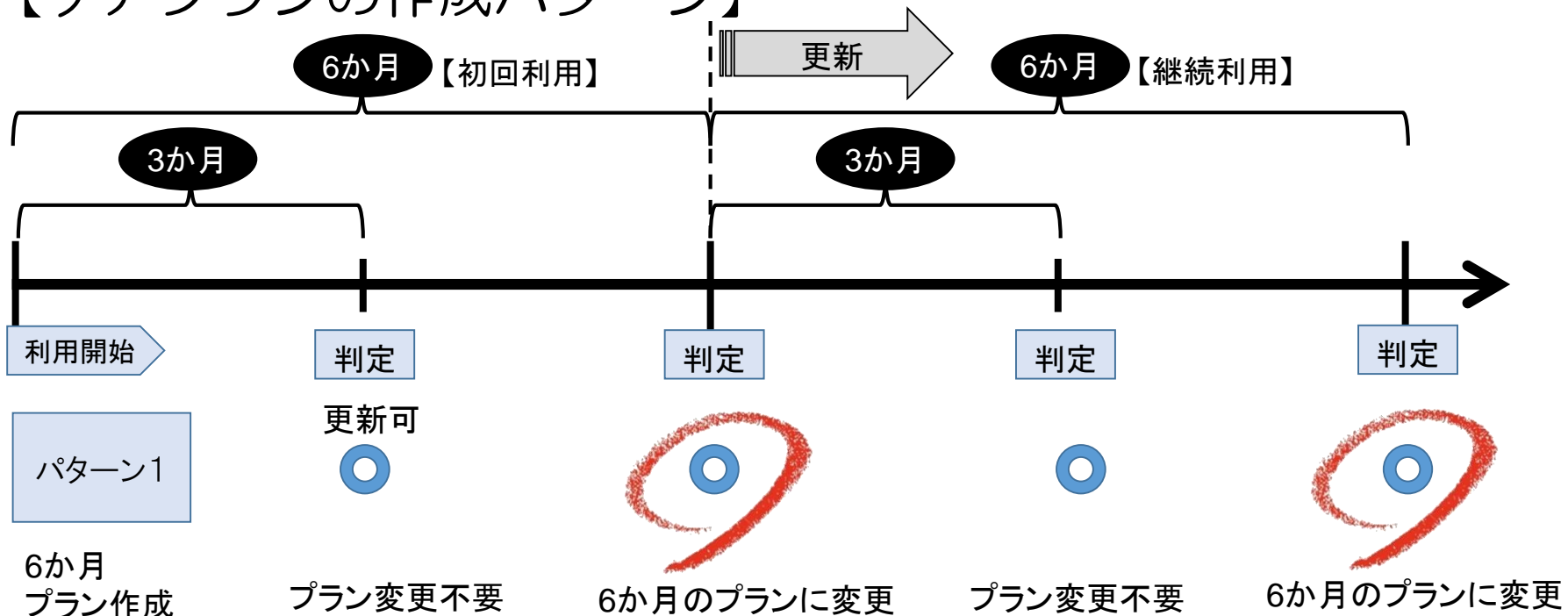
(連続して更新不可
だった場合を除く)

「更新可」の場合、更新期間は直近3か月ですが、次回判定で更新不可でもその後3か月利用可能なので、6か月のケアプランを作成できます。

※なお、ケアプランは「更新可」でも「更新不可」でも利用期間更新のみの場合は軽微な変更で取り扱うことができます。



【ケアプランの作成パターン】



よくあるお問い合わせ

Q ミニデイ型通所サービス新規利用者について、プログラムのクールの途中から参加する場合、利用期間はどのようなのか。

A クールの途中から参加する場合、次クールを1クール目と設定したうえで利用することができます。

【例】

事業所におけるプログラムのクールが7月3日～9月30日で実施されており、クール途中の8月1日から利用する場合

⇒利用期間:8月1日～3月31日

(次クールが始まる10月1日から1クール目とする)

参考:ミニデイ型通所サービス 運営の手引き p2

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/files/00148382/R040401minideitebiki.pdf>

よくあるお問い合わせ

Q 下記の運動型通所サービス利用者について、12月の評価加算の算定のための評価は12月15日に実施しなければいけないのか。

利用期間: 令和4年6月14日から令和4年12月15日

利用開始後3か月経過時の更新判定: 更新可(令和4年9月15日実施)

⇒利用期間については、令和5年6月15日まで延長予定。

A 12月15日から多少前後しても算定可。

実施上記利用者については、中間評価の結果、更新可であり、利用期間の延長が予定されていることから、12月15日は最終利用日でないため、実施日が多少前後しても構いません。ただし、12月15日で利用を終了する場合は、最終利用日の12月15日に評価を行う必要があります。

参考: 総合事業に関するQA(No.66,67,97)

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/center/index2.html>